

中国に常駐する外国人記者の取材活動について

富窪 高志

【目次】

はじめに

- I 中国に常駐する外国人記者の現状
- II 常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する
条例の内容

おわりに

翻訳：常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する
条例
外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例

はじめに

2008年のオリンピック開催都市を決定する第112回IOC総会が開催された2001年7月12日、北京オリンピック招致委員会事務局長の王偉氏はモスクワでの記者会見において、「われわれが中国で自由な報道ができることを保証できるか」というアメリカの記者の問いに対し、「少しの問題もない。報道機関には十分な自由が提供される。もし、中国が開催国になれば、世界各国の記者が中国に来て取材することを歓迎する」と述べた。^(注1)

当時の中国では、外国人記者の取材に関しては、1990年1月11日の国務院常務会議で採択された「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」^(注2)（以下、「1990年条例」という。条例は日本の政令に相当）が施行されていた。同条例は、1989年の天安門事件後という「特殊な歴史的環境のもとで、非常に厳格に規定するもの」とされ、外国人記者の取材については、事前に外交部や地方人民政府の外事部門に申請し同意を得る必要があり、外国人記者の取材活動が大きく制約される要因となっていた。^(注3)

北京オリンピック開催の準備を急ぐ一方、中国は2007年1月1日から「北京オリンピック大会及びその準備期間中の中国における外国人記

者の取材に関する規定」^(注4)（以下、「オリンピック取材規定」という。規定は日本の省令に相当）を時限措置として施行した。^(注5)これによって外国人記者の取材は、「外国人記者が中国で取材する場合、取材を受ける組織及び個人の同意を得るだけでよい」（第6条）こととなり、外国人記者から広く歓迎された。その効果は、例えば、2008年5月12日に発生した四川大地震における外国メディアの取材活動において実証された。地震発生後、記者会見を連続18日間開催したという公開性・透明性とあいまって、1976年の唐山地震時における情報封鎖との比較、また同時期にサイクロンに見舞われたミャンマーの対外援助拒否との対比もあり、中国の対外イメージが改善されるという結果をもたらした。^(注6)しかし、それに先立つ2008年3月14日、チベット自治区のラサの動乱後におけるオリンピック聖火リレーを含むチベットに対する取材制限、また、四川大地震の取材においても現地政府によるオリンピック取材規定の趣旨に悖るような取材妨害事例も伝えられた。^(注7)^(注8)

オリンピック取材規定は、パラリンピックが終了した1か月後の2008年10月17日までの時限措置であり、期間が終了すれば自動的に廃止されるものであった。そのため、外国人記者の間では当然ながらその後の取材環境についての関心が強かった。オリンピック取材規定によってもたらされた取材環境が維持されるのか、それとも1990年条例が再び適用されることになるのか、という外国人記者の質問に対して、外交部の姜瑜報道官は9月9日の記者会見で次のように答えた。^(注9)

「この問題についてみなさんが関心を持っていることは承知しています。当該法規は10月17日には期限を迎えます。現在お伝えできるの

は、中国は今後も開放の精神に基づき、これまでと同じように外国人記者の中国取材を歓迎すること、そして、通常の取材する権利を含め、法に従い外国人記者の中国における合法的権利利益を保護するということです。」

オリンピック取材規定廃止前の最後の定例記者会見が10月14日に開催されたが、この時点でも報道官の回答に変化はなかった。結局、1990年条例の廃止とオリンピック取材規定の精神を引き継ぐ「常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例」^(注10)(以下、「新条例」という)に関する記者会見が始まったのは、10月17日の深夜11時45分であった。

以下、本稿では中国に常駐して取材活動を行う外国人記者の現状を概観した後、新条例の内容を、1990年条例と比較しながら紹介するとともに、末尾にこれらの翻訳を掲載する。^(注11)

I 中国に常駐する外国人記者の現状

1 常駐地、人数等

外国人記者の常駐地(常駐報道機関の所在地でもある)は現在、北京、上海、重慶、広州及び瀋陽の5都市である。首都北京には40か国の報道機関が拠点を置き、日本の報道機関は20社^(注12)にのぼっている。上海には14か国の報道機関、日本の報道機関としては11社が拠点を置いている。^(注13)重慶には日本を含む6か国6社、広州には5か国8社(日本は3社)、瀋陽には、日本では朝日新聞社と讀賣新聞社の2社が常駐している。

常駐外国人記者の数は、2008年3月25日の記者会見における外交部秦剛報道官の発言によれば約700名、1年前の2007年3月8日の婦人デーにおける同報道官の発言によれば653名、そのうち女性が23%となっている。^(注14)

常駐外国人記者の組織である在華外国人記者クラブ(Foreign Correspondents Club of China 以下、「FCCC」^(注15)という)が北京にある。外交官、研

究者、企業の幹部職員等の準会員を含め約300名の組織であるが、そのうち約250人は正式会員である記者を職業とするものである。FCCCの活動の中で最も注目される成果のひとつは、北京オリンピックの開催に合わせて外国人記者が中国で取材し報道する際に留意すべき事項をまとめたガイド(Committing Journalism: The FCCC Reporters' Guide to China. 以下、「ガイド」という)であろう。後にも触れるが、ガイドはオリンピック取材規定施行後の中国における報道環境の変化を肯定しつつ、特に地方や農村地域における取材、また、環境汚染、土地の強制収用、上訪(直訴)者、政府高官の腐敗、法輪功、宗教政策等の“敏感”なテーマの取材については、さまざまな取材制限、妨害行為等があるとして具体的に事例を挙げている。

外国人記者と最も密接な関わりを持つのが、北京市では外交部の外国人記者新聞センター(「新聞」は「報道」の意)であり、直轄市である上海、重慶各市では市人民政府の外事部門、広州及び瀋陽市の場合はそれぞれ広東省、遼寧省人民政府の外事部門(所在地は広州市と瀋陽市)である。

外国人記者新聞センターは、①外国人記者に対する政策等についての説明会開催、②地方視察の手配、③外国人記者証等の交付、延長、取消し等の諸手続、④中国の状況を紹介した文字及び映像資料並びに情報の提供、⑤取材活動及び生活面における便宜供与及び相談、等を行っている。^(注16)

2 外国人記者の取材活動

取材活動は、國務院の各部門等が開催する記者会見や中国側が組織する視察等への参加による共同取材と、各報道機関や記者が独自に行う取材活動に分けられる。

共同取材については、中国の報道官制度の確

立に関わってきた国務院新聞弁公室の役割に触れながら紹介する。独自取材については、前述のFCCCが作成したガイド及び同じくFCCCが外国人記者を対象に行ったアンケート調査等を紹介しながら中国における取材環境について述べる。

(1) 共同取材－国務院新聞弁公室の役割

国務院新聞弁公室（以下、「新聞弁公室」という）は、中国の内外政策、経済・社会状況のほか、中国の歴史、科学技術、教育、文化等を中国のメディアを通して世界に紹介することを主要目的として^(注17)いる。同時に、外国メディアによる客観的、正確な中国報道を推進するために、外国メディアの中国における取材活動を支援することも重要な職責となっている。

以下では、国内外のメディアを対象に開催される記者会見、またそれと密接に関連する特に国務院各部門を中心とする報道官制度の確立・運用における新聞弁公室の関わりについて紹介する。

中国の報道官制度は、西側メディアによって中国のイメージが損なわれ歪曲され、正確な中国理解がなされていないという認識のもと、外国人記者との連携を密接にし、中国の実情、方針、政策等を明確な形で伝え、質問に答えることで、国際的な中国理解の増進を図る、また、その結果として外国からの投資を促進することを目的に、1983年から一部の国務院各部門で本格的に導入されるようになった^(注18)。この年の3月、外交部の記者会見がまず開始され、6月には全国人民代表大会及び全国政治協商会議でも開始された。

しかし、その後報道官制度は必ずしも順調に導入、機能していたのではないと思われる。それは、2006年12月28日に行われた新聞弁公室の記者会見において、アメリカCNN記者の質問に対する蔡武同室主任の回答から窺える。

CNN記者は、新聞弁公室がこの数年、中国の報道官制度の発展に果たした努力を評価すると述べた後、2007年1月から発展改革委員会等国務院の9部門が定期的な記者会見を行う予定であるとの同主任の発表に対し、これらの機関をどう説得したのかと質問した。同主任はこれに対して、大略以下のように答えた^(注19)。

報道発表と報道官制度の意義とメリットとして、以下の2点を各関係者に伝えることが大きな仕事となった。ひとつは、世界が中国に注目している現在の情報化時代において、自ら進んで権威ある正確な情報を提供せず、不完全で不正確な、歪曲された情報によって望ましくない結果がもたらされた場合、それを是正するためには多くのことをやらなければならない、かなりの代価を払うことになること。2つ目は、政府は人民に奉仕するものであり、可能な限り政府情報を公開し発表する義務がある。民主政治構築のためには、党や政務の情報を公開し透明化していく必要があるということ。(今回の9部門の定期的な記者会見は)この2点について認識を統一できた結果である。

現在、国務院関係では75機関、党中央関係では規律検査委員会、統一戦線工作部、対外連絡部、台湾工作弁公室、文献研究室及び党史研究室の6機関の報道官の氏名とそのポスト、連絡先として電話番号が公開されている^(注20)。2008年5月18日には、先に述べた2006年の蔡武新聞弁公室主任の記者会見時に、同じCNN記者が「(国防部を) どう説得するつもりか」と質問されていた国防部も最初の記者会見を行った。各省、自治区、直轄市をはじめとする地方人民政府においても、報道官制度を導入し記者会見を行うところが増加している。これらの記者会見の内容は、新聞弁公室のサイトで知ることができる。

新聞弁公室は単独で所管事項について記者会見を行うほか、各種白書の発表に併せて、また特定のテーマについて複数の関連部門が参加する記者会見を開催することもある。2008年には、新聞弁公室が83回、党中央と国務院各部門で計521回、各省等で983回と、これまで最も多くの記者会見が行われている。^(注21)

国務院各部門の中で、早くから定例的に記者会見を行っているのが外交部である。前述のとおり、1983年3月に外交部の記者会見は開始されたが、当初は1週間に1回、しかも報道官の発表のみで質問を受けることはなかった。同年9月から毎月第1月曜日の記者会見を試行的に質問形式とし、1986年にはこれが毎月2回となった。1週間2回の記者会見が定例化されたのは1995年からである。^(注22) 現在は、外交部新聞司長(司は日本の局に相当)の馬朝旭、同副司長の秦剛及び姜瑜の各氏が、毎週火曜日と木曜日に交替で報道官を務めている。

なお、外交部が組織する視察・取材旅行について、先のFCCCのガイドは、特にチベットなどの地域では単独での取材が禁止されること、また説明に当たる政府関係者はデータを羅列するだけで“消耗する”ことが多いとしながらも、単独取材が困難な産業や地方の実情を理解するひとつの手段であると評価している。^(注23) こうした視察・取材に関する情報は、外国人記者新聞センターから提供される。

(2) 独自取材－中国における取材環境

中国において外国人記者が単独で取材を行う場合、「はじめに」で触れた1990年条例の規定が大きな障害となっていた。その背景には、1989年以降の西側の報道が中国の政治、民主主義、そして人権問題に集中するなど、中国のマイナス面の報道に偏っているという認識があった。そのため、外国人記者に取材を求められた場合

には、面倒なことは避けたいという傾向や、警戒心、抵抗意識が生じることになった。^(注24)

FCCCが外国人記者を対象に2007年7月に行った調査によれば、回答者135名のうち43%は、2007年1月のオリンピック取材規定の施行によって取材環境が好転したとする一方、95%は回答者が考える国際的な報道環境の基準には中国は達していないとしている。そして2007年1月から7月の間に、外国人記者や中国人助手、取材対象に対する暴行、脅迫、尾行、外交部その他政府関係者からの警告、取材現場での妨害等166件があったとされ、事例が紹介されている。^(注25)

FCCCは同年8月から10月にかけても16件の取材妨害があったこと等を踏まえて、2007年11月20日、国際オリンピック委員会に対し、中国がオリンピック取材規定を遵守し、これまでのオリンピック開催国と同等の取材環境を整備することを求める「最近(2007年8-10月)の報道環境及び勧告(Reporting Conditions Update and Recommendations, August-October 2007)」を提出した。^(注26) 勧告には以下の5点が含まれている。

- ① 実際に干渉を受けた場合には外交部の外国人記者連絡用電話(ホットライン)が有効であるとし、その24時間の開放と周知を行うこと、また、合法的な取材によるテープなどの記録の抹消等については、担当者によって見解が異なることを是正する
- ② 取材妨害を受けた記者が警察に助けを求めても適切な対応が取られないことについて、警察や公安関係者に対し、法に基づいた対応をとるよう教育すること、また外国人記者と公安関係者の紛争解決のためのメカニズムを構築すること
- ③ 取材に同意した者が取材前、取材中、そして取材後に暴行、脅迫、監禁される事例について、公安関係者に対し、被取材者の権利は、言論、出版、集会、結社等の自由を規定する

中国憲法第35条で保障されたものであると教育すること、また、被取材者との会話を妨害された外国人記者の申出等処理する制度を構築すること

- ④ 公共スペースにおける写真撮影と報道について、報道機関が有する権利に対する理解が欠如しているため、公安関係者による恣意的な規制が行われており、公共スペースでの撮影は憲法第35条で規定された権利であると公安関係者に教育すること
- ⑤ 所持の必要のない書類の提示要請や書類の検査に不必要に時間をかける等の妨害、また理由を明示することなく行われる取材停止要請等については、まず外国人記者に対して必ず記者証と旅券を所持することを求める。そして中国公安関係者に対して、この2つを所持していれば問題ないことを周知させること、検査は数分間を超えてはならないこと、適切な対応を怠れば不要な摩擦、誤解を招くことになることを注意を喚起すること

FCCCは、外国人記者がこうした中国の報道環境に対処するためのガイドを、2008年4月に作成した。^(注27)

ガイドは、中国の報道環境の変化を認めたいうで、特に地方政府関係者の中には外国メディアに対して不信感をいだくものが多く、嫌がらせ、妨害、監禁を受ける事例が少なくないことを踏まえ、ベテラン、新人を問わず外国人記者が効果的な取材を行えるように支援、また、遭遇する事態をあらかじめ想定できるようにするために作成された。

このガイドについて、外国人記者の取材活動を支援する助手、通訳、運転手、仲介者等中国人スタッフに関する部分 (Working with Local Assistants) を以下に紹介する。

まず、中国人スタッフが直面する危険性は、外国人記者のそれに比べてはるかに大きいこと

に十分配慮することを求めている。例えば、外国人記者に対する暴力は、中国人スタッフが往々にして蒙るような一部の身体機能の麻痺や不随を引き起こす程度までにいたることはないとし、それは国籍によって保護されているとする。中国人スタッフとの接触を要求する政府関係者への対応については、そのことを外国人記者に伝えるか否かは中国人スタッフの判断に任せ、伝えるよう強制してはならないとし、接触する場合には、雇用者である外国人記者の取材活動についてありのままに述べるように促すべきであるとする。これは、もし後日隠していた事実が明らかになった場合、より深刻な事態に陥ることを防止するためである。また、中国語が話せる場合には、特に“敏感”な問題の取材については、中国人スタッフを雇用すべきではないという。取材旅行中の妨害への対応として、常に中国人スタッフと行動をともにすることが重要だとする。もし引き離されてしまうと、中国人スタッフに対する厳しい対応が予想されるからであり、引き離されないように主張することは外国人記者の責任であるとする。このほかにも、中国人スタッフを危険に巻き込まないためのきめ細かな対策を示すとともに、「あなたはそのようではないが、中国の人たちは中国に居続けるしかないことを忘れてはならない」とし、外国人記者に細心の注意を払うことを求めている。

もうひとつの大きな問題が、取材源、すなわち被取材者となる中国人の保護である。特に“敏感”、タブーとされる問題について取材する場合には、取材源を危険に陥れる可能性が高くなる。まず、取材源に対しては自分が行おうとしていることを包み隠さずに伝えること、取材源や記事で引用する人物に危険が迫らないよう、フルネーム表記を避ける、或いは特定することが困難な表現にするなどの判断が求められるとする。特に、農村やチベットなど外国メディア

との接触が少なく外国メディアに対する監視が相対的に厳しい地域では、より慎重な対応が必要とする。また、取材終了後に何らかの嫌がらせを受ける可能性があっても取材源がそれを伝えることができない場合も想定されるとし、取材源との間であらかじめ連絡用のサインを決めておくことを勧めている。取材源が実際に嫌がらせを受け、また威嚇されている等の場合には、自国の大使館、中国外交部、又はFCCCに連絡することとしている。^(注28)

ガイドはこのほか、取材旅行、実際に監禁された場合の対応、慎重な対応が要求される“敏感”なテーマや地域、外国人記者としての権利、インターネット利用等について記述している。取材妨害等の事例も踏まえて作成されたこのガイドは、また別の面から中国の実態を知ることができる内容ともなっている。

II 常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例の内容

「条例」は、中国では行政法規と称され、国務院が制定するもので日本の政令に相当する。また、オリンピック取材規定の「規定」は、国務院の各部門が制定する行政法規であり日本の省令に相当し、条例が規定に優位する。^(注29) 訳出する2つの条例はいずれも章立てはされていない。^(注30)

1 目的・定義等

23条からなる新条例の目的は、常駐外国報道機関及び外国人記者の中国における取材及び報道の便宜を図り、国際交流及び情報伝達を促進することとされる(第1条)。1990年条例では、「外国人記者及び常駐外国報道機関の中国国内における活動を管理し」(第1条)となっており、前述のように「特殊な歴史環境のもとで、非常に厳格に規定するもの」であったことが窺える。

常駐外国報道機関とは、外国の報道機関が中国国内に設立した支社組織をいい、常駐外国

人記者とは中国での常駐期間が6か月以上のもの、短期取材外国人記者とは常駐期間が6か月未満のものをいう(第2条)。

中国は対外開放政策のもと、外国人記者の取材及び報道業務のために便宜を図るとする一方、外国人記者に対しては、中国の法律、法規を遵守し、客観的かつ公正な取材及び報道と、報道機関の性格又は記者としての身分にふさわしい活動を求める(第3、4条)。1990年条例では、同様のことを求めつつ、「事実を歪曲し、謠言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない」、「中国の国家的安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない」(第14条)とより厳格な、また裁量の幅が広くとれる規定となっていた。

常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を主管するのは外交部で、新聞弁公室等はその職責の範囲内において関係事務を行う。地方においては、人民政府の外事担当部門が当該行政区域内の常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を主管する(第5条)。

2 申請、設立等諸手続き

外国の報道機関が常駐報道機関を設立する場合は、当該国の中国大使館又は領事館を通して外交部に必要書類を添えて申請する。申請が認可されると、責任者は中国に到着後7営業日以内に、北京市常駐の場合は外交部に、上海、重慶市の場合は当該市の外事部門、広州、瀋陽市の場合は、それぞれ広東省人民政府、遼寧省人民政府の外事部門(以下、外交部等という)で常駐外国報道機関証の交付手続きを行わなければならない(第6～8条)。

外国人記者については、常駐外国報道機関の場合と同じ手続きとなるが、常駐外国人記者証の手続きのほか、居住地区の公安機関で在留証明書の手続きを行う必要がある(第9、10条)。常駐外国報道機関が、その名称、常駐地区等を

変更する場合は、まず外交部に申請し認可を得た後、変更することとなっている(第11条)。

外国人記者証の有効期間が満了し延長する場合は、事前に外交部等に申請するものとし、期間を超えても手続きを行わないものは自動的に外国人記者資格を放棄したものとされ、外国人記者証は無効となる(第12条)。1990年条例では、「満1年に達したとき」に外国人記者証の検収、延長手続きを行い、期間満了後は30日以内に延長手続きを行えばよいとされていた(第10条)。

常駐外国報道機関が業務を終了する場合には、その30日前に外交部等で、常駐外国報道機関証及び所属記者の外国人記者証の無効手続きを行う。連続して10か月常駐する外国人記者がいない報道機関、また、年間の常駐期間が累計で6か月未満の外国人記者は、いずれも常駐外国報道機関証及び外国人記者証は無効とされる。外国人記者が離任する場合は、外交部等で当該記者の外国人記者証の無効手続きを行う。こうして無効となった常駐外国報道機関証及び外国人記者証については、一般に公表されることになる(第13、14条)。なお、公表は外国人記者新聞センターのサイトを通じて行われる。

常駐、短期にかかわらず、外国人記者は記者査証の手続きを当該国の大使館等で行わなければならない(第15条)。査証の種類は、常駐外国人記者はJ-2、短期取材外国人記者はJ-1となる。^(注31)

3 取材活動

「はじめに」でも述べたとおり、外国人記者の最大の関心事は、オリンピック取材規定にある「外国人記者が中国で取材する場合、取材を受ける組織及び個人の同意を得るだけでよい」(第6条)という考え方が、同規定廃止後も継続されるのかどうかであった。

1990年条例は、外国人記者が主要指導者を取

材する場合は「新聞司」を、政府部門又はその他の組織を取材する場合は「関係外事部門」を通してそれぞれ申請し同意を得ること、開放地区で取材する場合は事前に「関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室」の同意を得ること、非開放地区の場合は「新聞司」に文書で申請し認可を得るとともに、「公安機関」で旅行証明書の手続きをしなければならないと規定していた(第15条)。

新条例は、「取材を受ける組織又は個人の同意を得なければならない」(第17条)とし、オリンピック取材規定の考え方が継続されることになった。取材の際には、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯し提示しなければならない(同条)。

1990年条例でいう開放、非開放地区という区分は新条例ではなくなったが、非開放地区については、やはり所定の手続きを踏むことが必要とされ、また、チベット自治区へ入るには、自治区政府外事部門に申請し認可を得なければならない。^(注32)

オリンピック取材規定発表時の記者会見でも質問のひとつとしてあった、常駐外国報道機関の中国人を補助的業務に携わるスタッフとしてではなく正式の記者やカメラマンとして雇用したいという希望は、新条例においても実現しなかった。新条例の発表記者会見で劉建超外交部新聞司長(当時)は、例えば、記者の資格等に関する規定が未整備であり、現段階では中国人が外国報道機関で正式な記者として活動する条件が整っていないと説明している。また、中国人スタッフを「外事服務組織を通して」雇用するという規定(第18条)については、人選まで外事服務組織が行うことを意味するものではないとし、各機関が自由に人選することができる^(注33)と述べている。

4 罰則

常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得していない、若しくは所持していない外国人記者の取材及び報道活動は禁止され、公安機関が活動の停止を命じるとともに、関係法律に照らして処理する(第20条)。

常駐外国報道機関及び外国人記者が、この条例又は中国の関係法規等に違反した場合は、外交部が業務活動の一時停止又は終了等の処置をとり、情状が重い場合は、常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証が没収される(第21、22条)。

おわりに

オリンピック取材規定が廃止される当日の国务院常务会议で採択された新条例の発表記者会見は、前述のとおり2008年10月17日深夜に始まった。劉建超外交部新聞司長は、新条例が中国及び中国の政府職員にもたらすメリットとして何を関係者に伝えるかという質問に対して、^(注34)以下のように答えている。

「中国は改革開放を基本的な国策としている。中国と世界との相互了解、相互理解、相互協力、相互融合のためには、報道機関が重要な媒体となる。メディアに対して、公開性、透明性をより強め、より多くの情報を提供することによって、メディアの支援を受けることができる。当然のことながら、メディアに対して、中国のよいところ、中国が進歩し発展している面だけを報道することを期待してはならず、報道されたくない問題も報道される可能性があることを受け止めなければならない。」

これは前述した国务院新聞弁公室主任の蔡武氏が、2006年12月の記者会見で報道官制度について述べた内容と相通ずるものと言える。新

条例の国务院常务会议での採択がオリンピック取材規定が廃止される当日であったこと、その発表記者会見が深夜11時45分に開始されたことから、国务院内部での意見調整が決してスムーズに進んだのではなかったことが推測される。

外交部は研修や講座等を通して地方人民政府、国务院各部門の職員に対し、新条例に対する理解を深める努力を行っている。中国共産党大会の外国人記者への開放など、存在感を増す中国に対し、より自由な報道環境の整備・構築を求める声は内外を問わず大きくなると思われる、その対応が注目される。

注

* インターネット情報は一部を除き2009年1月15日現在である。

- (1) 「郑重的承诺 高效的工作」『光明日报』2006.10.30.
<http://www.gmw.cn/content/2006-10/30/content_500523.htm>
- (2) 「外国记者和外国常驻新闻机构管理条例」『中华人民共和国国务院公报』1990年2号, 1990.2, pp.43-46.
- (3) 孟建・陶建杰「中国新闻管理制度的历史性进步」『新闻记者』2007年5期, p.3.
- (4) 「北京奥运会及其筹备期间外国记者在华采访规定」
中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-12/01/content_458639.htm>
- (5) オリンピック取材規定と1990年条例の関係については、1990年条例は依然として有効であり、両者に不一致点がある場合及びオリンピック取材規定に規定されていないことについては、1990年条例に従うものとされた。2006年12月1日の中国外交部新聞司長(当時)劉建超氏の記者会見。<<http://www.mfa.gov.cn/chn/zxxx/t282278.htm>>
- (6) 例えば、2008年5月20日の外交部記者会見における「震災地を取材した記者は、地震災害救援過程における中国政府の開放的態度を歓迎している」とい

- う外国人記者の発言。外交部サイト
 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t437992.htm>>
- (7) 暴動後の2008年3月26～28日、及び同6月21日のチベットにおける聖火リレー取材は、中国側が組織した集団取材であった。その後、6月25日にチベットでは外国人受け入れが再開されたが、外国人記者の取材については、不確定要素が多く「現地の関係部門の手配に従う」ことが求められた。外交部サイト
 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t451329.htm>>
- (8) 2008年6月3日の外交部記者会見では外国人記者から、現地政府職員によるNHK記者の取材妨害、或いは国務院の許可を得よう求められた事例が取り上げられた。外交部サイト
 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t443523.htm>>
- (9) 外交部サイト
 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t470755.htm>>
- (10) 「中华人民共和国外国常驻新闻机构和外国记者采访条例」中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/zwz/gk/2008-10/17/content_1124261.htm>
- (11) 新条例については、在日中国大使館サイトに掲載されている日本語訳も参考にした。
 <<http://www.fmprc.gov.cn/ce/cejp/jpn/lsyw/qqq9900/>>
- (12) 2007年9月23日現在。北京市人民政府外事弁公室サイト
 <<http://www.bjfa.gov.cn/web/public/articleDetail.jsp?cmArticleID=1190535357237>>
- (13) 上海市人民政府外事弁公室サイト
 <<http://www.shfao.gov.cn/wsb/node270/node297/node299/node307/node315/index.html>>
- (14) いずれも外交部サイト<<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t418222.htm>>及び<<http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/1032/t302400.htm>>
- (15) 以下、FCCCに関する記述は同会サイトによる。
- <<http://www.fccchina.org/>>
- (16) 外交部サイト
 <<http://ipc.fmprc.gov.cn/chn/wgjzzhzn/fl/t529761.htm>>
- (17) 以下、国務院新聞弁公室に関する記述は同弁公室サイトによる。<<http://www.scio.gov.cn/>>.
- (18) 宋双峰「新闻发言人制度在我国20年」『中国记者』2003年9期, p.19.
- (19) 蔡武「我国新闻发布工作和新闻发言人制度建设取得新进展」<<http://202.123.110.5/zhibo44/wzsl.htm>>
- (20) いずれも新聞弁公室サイト。党関係は<<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/zdjs/200901/t251848.htm>>; 国務院関係は<<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/zdjs/200901/t251846.htm>>
- (21) 「国务院新闻办公室主任王晨在国务院新闻办新闻发布会上的谈话」新聞弁公室サイト
 <<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/2008/1230/200901/t251856.htm>>
- (22) 邹建华「外交部新闻发布会幕后」『世界知识』2005年11期, p.55.
- (23) 例えば、2008年8月1日の人民解放軍建軍節には、北京軍区装甲第6師団に対する共同取材が行われた。「大批外国记者进军营·中国兑现奥运采访"零拒绝"承诺」新华网
 <http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-08/01/content_8898068.htm>
- (24) 王十一「对外国记者非法采访处置工作的几点思考」『北京人民警察学院学报』2005年3期, 2005.5. p.17.
- (25) FCCC 2007 Survey on Reporting Conditions.
 <<http://www.fccchina.org/when/FCCCSURVEYAUG2007.PDF>>
- (26) FCCC recommendations to International Olympics Committee <<http://www.fccchina.org/what/IOCmemo112007.html>>
- (27) Committing Journalism: The FCCC Reporters' Guide to China. <<http://www.fccchina.org/reportersguide.html>>
- (28) 2008年10月17日の記者会見で、劉建超外交部新聞司長(当時)は、取材を受けた人が脅迫されることがあるが、被取材者保護について今後法的措置を

講ずる考えがあるかという質問に対して、中国では憲法で言論の自由が認められているとし、その立論自体が成立しないと回答した。「外交部就实施外国常驻新闻机构记者采访条例答问」中央政府门户网站 <http://www.gov.cn/xwfb/2008-10/18/content_1124294.htm>

(29) 射手矢好雄「中国経済六法と投資」『中国経済六法 2003年版』日本国際貿易促進協会，2002. p.32.

(30) 国務院等が定める行政法規については、内容が複雑なもの以外は、通常、章、節を設けないとされる（法規制定手続き条例第7条、2002年1月1日施行）。

(31) 在日中国大使館サイト <<http://www.fmprc.gov.cn/ce>

<<http://cejp/jpn/lsw/qzyw/t309905.htm>>

(32) 前掲注(28)。非開放地区については、一部存在するがその数は少なく取材において大きな影響はないとし、具体的な場所については管轄外のため「知らない」と述べている。なお、2005年12月の公安部発表によれば非開放地区は全国の8%以下とされる。「全国只有不到8%的地区未对外开放」人民网 <<http://politics.people.com.cn/GB/1027/3877949.html>>

(33) 同上

(34) 同上

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)

常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例 (2008年10月17日国務院第31回常務会議で採択)

富窪 高志訳

第1条 常駐外国報道機関及び外国人記者が、中華人民共和国内において法に従い取材し報道するための便宜を図り、国際交流及び情報伝達を促進するために、この条例を定める。

第2条 この条例にいう常駐外国報道機関とは、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材及び報道業務を行う支社組織をいう。

この条例にいう外国人記者には、常駐外国人記者及び短期取材外国人記者を含む。常駐外国人記者とは、外国の報道機関が派遣しニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者で、中国国内における常駐期間が6か月以上のものをいう。短期取材外国人記者とは、ニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者で、中国国内における滞在期間が6か月を超えないものをいう。

第3条 中国は、基本的国策として対外開放を実施し、法に従い、常駐外国報道機関及び外国人記者の合法的権利利益を保障するとともに、その法に従って行うニュース取材及び報道業務のために便宜を図る。

第4条 常駐外国報道機関及び外国人記者は、中国の法律、法規及び規定を遵守し、報道を職業とするものの道徳を遵守し、客観的かつ公正に取材し報道しなければならない。報道機関の性格又は記者としての身分にふさわしくない活動を行ってはならない。

第5条 中華人民共和国外交部(以下外交部という)は、常駐外国報道機関及び外国人記者

に関する事務を主管する。国務院新聞弁公室及びその他の部門は、それぞれの職責の範囲内において、常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務に責任を負う。

地方人民政府の外事部門は、外交部の委託を受け、当該行政区域内における常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を行う。地方人民政府の新聞弁公室及びその他の部門は、それぞれの職責の範囲内において、当該行政区域内における常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務に責任を負う。

第6条 外国の報道機関が、中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に常駐記者を派遣する場合は、外交部の認可を得なければならない。

第7条 外国の報道機関が、中国国内に常駐報道機関を設立することを申請する場合は、直接又は中国の在外大使館若しくは領事館を通して、次に掲げる書類を外交部に提出しなければならない。

- (1) 当該報道機関の本社の主要責任者が署名した申請文書
- (2) 当該報道機関を紹介したもの
- (3) 設立予定機関の責任者、派遣予定の常駐記者及び職員を紹介したもの
- (4) 当該報道機関の所在国における設立証明書類の副本

第8条 中国国内に常駐報道機関を設立する申請が認可を得た後、当該報道機関の責任者は、中国に到着後7営業日以内に、本人の旅券を持参のうえ外交部に赴き、常駐外国報道機関証の交付手続きを行わなければならない。その

うち、北京市以外の地区に常駐する報道機関については、その責任者は中国に到着後7営業日以内に、本人の旅券を持参のうえ外交部が委託する地方人民政府の外事部門に赴き、常駐外国報道機関証の手続きを行わなければならない。

第9条 外国の報道機関が中国に常駐記者を派遣することを申請する場合は、直接又は中国の在外大使館若しくは領事館を通して、次に掲げる書類を外交部に提出しなければならない。

(1)当該報道機関の本社の主要責任者が署名した申請文書

(2)派遣予定記者を紹介したもの

(3)派遣予定記者が所在国において職業活動に従事していることを証明する書類の副本

2社以上の外国の報道機関が、同一の常駐記者を派遣する場合は、前項の規定に従い、個別に申請手続きを行うとともに、それぞれの申請文書に、当該記者が兼職する外国の報道機関を明記しなければならない。

第10条 中国に常駐記者を派遣する申請が認可を得た後、派遣される外国人記者は、中国に到着後7営業日以内に、本人の旅券を持参のうえ外交部に赴き、常駐外国人記者証の手続きを行わなければならない。そのうち、北京市以外の地区に常駐する記者については、中国に到着後7営業日以内に、本人の旅券を持参のうえ、外交部が委託する地方人民政府の外事部門に赴き、常駐外国人記者証の手続きを行わなければならない。

外国人記者は、常駐外国人記者証の手続きの終了後、居住地区の公安機関に赴き、在留証明書の手続きを行わなければならない。

第11条 常駐外国報道機関が、機関の名称、常駐地区等の事項を変更する場合は、外交部に文書による申請を行い、認可を得た後に変更手続きを行わなければならない。

常駐外国報道機関が、責任者、執務場所等の事項を変更した場合、変更後7営業日以内に、外交部に文書により届けなければならない。そのうち、北京市以外の地区の常駐報道機関が、責任者、執務場所等の事項を変更した場合、変更後7営業日以内に、外交部が委託する地方人民政府の外事部門に文書により届けなければならない。

第12条 常駐外国人記者証の有効期間が満了し延長する必要がある常駐外国人記者は、事前に外交部又は外交部が委託する地方人民政府の外事部門に申請し、延長手続きを行わなければならない。期限を超えて手続きを行わないものは、自動的に常駐外国人記者資格を放棄したものと見なされ、その常駐外国人記者証は無効とされる。

第13条 常駐外国報道機関が、業務終了を予定する場合、業務終了前30日以内に外交部に届けるとともに、業務終了日から7営業日以内に、外交部又は外交部が委託する地方人民政府の外事部門に赴き、常駐外国報道機関証及びその常駐記者の常駐外国人記者証の無効手続きを行わなければならない。

連続して10か月以上常駐記者がいない常駐外国報道機関は、自動的に業務を終了したものと見なされ、その常駐外国報道機関証は無効とされる。

年間の中国国内に滞在する期間が累計で6か月を下回る常駐外国人記者については、その常駐外国人記者証は無効とされる。

常駐外国報道機関は、その常駐記者が離任する前に、外交部又は外交部が委託する地方

人民政府の外事部門に赴き、当該記者の常駐外国人記者証の無効手続きを行わなければならない。

第14条 常駐外国報道機関証及び常駐外国人記者証が無効となった場合は、無効手続き終了後、一般に公表しなければならない。

常駐外国人記者証が無効となった記者の記者査証は、その無効となった日から10日後に自動的に失効する。

常駐外国人記者証が無効となった記者は、常駐外国人記者証が無効となった日から10日以内に、関係証明書を持参のうえ居住地の公安機関に赴き、査証又は在留証明書の登録変更手続きを申請しなければならない。

第15条 外国人記者が常駐又は短期取材する場合は、中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に、記者査証の手続きを申請しなければならない。

第16条 外国人記者が、国家元首、政府首脳、議長、王族又は政府高官に随行して中国を訪問する場合、当該国外交部又は関係部門が、中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に、一括して記者査証の手続きを申請しなければならない。

第17条 外国人記者が、中国国内で取材する場合は、取材を受ける組織又は個人の同意を得なければならない。

外国人記者は、取材に当たっては、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯しかつ提示しなければならない。

第18条 常駐外国報道機関及び外国人記者は、外事服務組織を通して中国公民を採用し、補

助的業務に従事させることができる。外事服務組織は、外交部又は外交部が委託する地方人民政府の外事部門が指定する。

第19条 常駐外国報道機関及び外国人記者は、取材及び報道のために必要な場合、法に従い認可申請手続きを経た後、無線通信設備を一時的に輸入し設置し及び使用することができる。

第20条 有効な常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得していないか又は所持していない外国人が、中国国内でニュース取材及び報道活動に従事した場合は、公安機関がニュース取材及び報道活動の停止を命じるとともに、関係法律に照らして処理する。

第21条 常駐外国人報道機関及び外国人記者が、この条例の規定に違反した場合は、外交部が警告を与え、その業務活動の一時停止又は終了を命じる。情状の重い場合は、その常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を没収する。

第22条 常駐外国報道機関及び外国人記者が、中国のその他の法律、法規、規則及び規定に違反した場合は、法に従い処理する。情状の重い場合は、外交部がその常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を没収する。

第23条 この条例は、2008年10月17日から施行する。同時に、1990年1月19日に国务院が公布した「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」は廃止する。

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)

外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例 (1990年1月11日国务院第53回常务会议で採択)

富窪 高志訳

第1条 国際交流及び情報伝達を促進し、外国人記者及び常駐外国報道機関の中国国内における活動を管理し、その業務展開の便宜を図るため、この条例を定める。

第2条 この条例は、常駐外国人記者、短期取材外国人記者(常駐外国人記者及び短期取材外国人記者を外国人記者と総称する)及び常駐外国報道機関に適用する。

常駐外国人記者とは、この条例に基づき、外国の報道機関が派遣しニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者で、中国における常駐期間が6か月以上のものをいう。

短期取材外国人記者とは、この条例に基づき、6か月以内の期間、中国においてニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者をいう。

常駐外国報道機関とは、この条例に基づき、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材及び報道業務を行う支社組織で、1名又は1名以上の職員がいるものをいう。

第3条 中華人民共和国政府は、法に従い常駐外国報道機関の合法的権利利益を保障するとともに、その正常な業務活動のために便宜を図る。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、中華人民共和国の法律、法規を遵守しなければならない。

第4条 中華人民共和国外交部(以下外交部という)は、外国人記者及び常駐外国報道機関の主管部門である。

第5条 常駐外国報道機関が常駐記者を派遣する場合、外交部新聞司(以下新聞司という)に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の責任者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

(1) 当該報道機関の基本状況

(2) 派遣する記者の姓名、性別、年齢、国籍、職種、履歴及び常駐する地区

(3) 派遣する記者の記者としての職業証明書類

2社又は2社以上の外国の報道機関が、同一の常駐記者を派遣する場合は、前項の規定に従い、個別に申請手続きを行うとともに、それぞれの申請文書に、当該記者が兼任する記者の身分を明記しなければならない。

第6条 常駐記者の派遣申請が認可を得た後、当該記者は、中国に到着後7日以内に、当該機関の本社の責任者の署名がある委任状及び本人の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、外国人記者証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国人記者は、中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する地方人民政府の外事弁公室(以下新聞司の委託する機関という)に赴き、前項に定める手続きを行わなければならない。

第7条 外国の報道機関が常駐の報道機関を設立する場合、新聞司に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の法定代表者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

- (1) 当該報道機関の基本状況
- (2) 中国国内に設立する機関の名称、常駐地区、業務範囲、人数、責任者及びその他の職員の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴
- (3) 当該報道機関の本国における登録証明書類の副本

第8条 常駐報道機関の設立申請が認可を得た後、当該報道機関の責任者は中国に到着後7日以内に、外国報道機関の法定代表者が署名した委任状並びに本人及びその他の職員の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、常駐外国報道機関証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国報道機関は、その責任者が中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する機関に赴き、前項に定める手続きを行わなければならない。

第9条 外国人の常駐記者が中国を1か月以上6か月以内の期間離れ、その派遣機関が代理の記者の派遣を必要とする場合、当該機関の本社の責任者は事前に、新聞司が委託する機関に文書により申請するとともに、代理記者の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴及び記者の身分を証明する書類を添付しなければならない。代理記者は、認可を得て証明手続きを終了後、業務活動に従事することができる。

第10条 常駐外国人記者証が満1年に達したときは、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の検収、延長手続きを行わなければならない。正当な理由なく30日を超えて検収、延長手続きを行わないものは、常駐外国人記者の資格を自動的に喪失するものとする。

常駐外国報道機関は、責任者の交替、職員

の増減又はその他重大な変更がある場合、新聞司に申請し、認可を得た後、登録変更手続きを行わなければならない。

第11条 外国人記者が、国家元首、政府首脳又は外交部長に随行して中国を訪問する場合、当該国の外交部が、事前に中国の外交部に一括して申請し、認可を得なければならない。

第12条 短期取材外国人記者及び記者団が中国で取材及び報道する場合、中国の在外大使館若しくは領事館又は中国国内の関係部門に申請し、認可を得た後、中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

中国国内の組織の招請により短期取材する外国人記者及び記者団は、招請状を持参し中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

第13条 短期取材外国人記者が中国国内で行う取材活動については、招待組織が責任を持って手配し、協力する。

短期取材外国人記者が、正当な理由により取材期間の延長を必要とする場合は、招待組織の同意を得るとともに、規定により査証の延長手続きを行わなければならない。

第14条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、登録した業務範囲又は合意した取材計画内で、業務を行わなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、報道を職業とするものの道徳を遵守し、事実を歪曲し、謠言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、その身分及び性格にふさわしくない並びに中国の国家安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない。

第15条 外国人記者が、中国の主要指導者を取材する場合は、新聞司を通して申請するとともに、同意を得なければならない。外国人記者が中国の政府部門又はその他の組織を取材する場合は、関係外事部門を通して申請するとともに、同意を得なければならない。

外国人記者が、中国の開放地区に取材に赴く場合は、事前に関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室の同意を得なければならない。中国の非開放地区に取材に赴く場合は、新聞司に文書により申請し、認可を得るとともに、公安機関に赴き、旅行証明書の手続きをしなければならない。

第16条 常駐外国人記者及び常駐外国報道機関が家屋を賃借して事務所とする場合、中国の関係規定に依拠しなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、常駐地区の外事服務組織を通して、業務人員として又は服務員として、中国公民を採用することができる。本国又は第3国の公民を業務人員又は服務員として採用する場合は、新聞司の同意を得なければならない。

第17条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、中国国内に無線受発信機を設置し及び衛星通信設備を据え付けてはならない。中国国内でトランシーバー及び同種の通信設備を使用する場合は、中国政府の通信主管部門に申請するとともに認可を得なければならない。

短期取材外国人記者が、特殊な条件下で、衛星通信設備を携帯し及び据え付ける必要がある場合は、外交部に申請するとともに認可

を得なければならない。

第18条 常駐外国人記者は、離任の30日前までに文書で新聞司に通知するとともに、出国までに新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の無効手続きを行わなければならない。常駐外国報道機関は、閉鎖の30日前までに新聞司に通知するとともに、閉鎖後、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、常駐外国報道機関証を返却し廃棄しなければならない。

第19条 外国人記者及び常駐外国報道機関が、この条例の規定に違反した場合、新聞司は、情状により、警告し、業務活動を一時停止又は停止させ、外国人記者証又は常駐外国報道機関証を没収することができる。

中華人民共和国外国人出入国管理法又はその他の法律、法規に違反した者は、中国の関係主管機関が法に従い処理する。

第20条 この条例に規定する常駐外国人記者及び常駐外国報道機関以外のその他の外国人及び機関は、中国国内で報道業務に従事してはならず、違反した者は、中国の公安機関が情状により処罰する。

第21条 この条例の解釈については、外交部が責任を負う。

省、自治区、直轄市は、この条例に基づき、実施弁法を制定することができる。

第22条 この条例は、公布の日から施行する。1981年3月9日に国务院が公布した「外国報道機関の常駐記者の管理に関する中華人民共和国国务院の暫定規定」は同時に廃止する。

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)